

新	旧
<p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引説明書（DMM FX）</p> <p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について</p> <p>（1. ～ 8. 省略）</p> <p>■ 金融商品取引業者の商号、登録番号、所在地、連絡先並びに商品先物取引業者の商号及び所在地 株式会社 DMM.com 証券 金融商品取引業 関東財務局長（金商）第 1629 号 商品先物取引業 商品投資関連業（競走用馬）</p> <p>【本社】 〒103-60<u>10</u> 東京都中央区日本橋 2-7-1 フリーコール 0120-961-522</p> <p>（以下、省略）</p> <p>（店頭外国為替証拠金取引のリスクについて 省略）</p> <p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて</p>	<p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引説明書（DMM FX）</p> <p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について</p> <p>（1. ～ 8. 省略）</p> <p>■ 金融商品取引業者の商号、登録番号、所在地、連絡先並びに商品先物取引業者の商号及び所在地 株式会社 DMM.com 証券 金融商品取引業 関東財務局長（金商）第 1629 号 商品先物取引業 商品投資関連業（競走用馬）</p> <p>【本社】 〒103-60<u>26</u> 東京都中央区日本橋 2-7-1 <u>東京日本橋タワー26階</u> フリーコール 0120-961-522</p> <p>（以下、省略）</p> <p>（店頭外国為替証拠金取引のリスクについて 省略）</p> <p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて</p>

<p>(口座開設について 省略) (当社の為替リスク管理について 省略)</p> <p>お取引について</p> <p>(1. ～15. 省略)</p> <p>16. 証拠金の入金・出金、代用有価証券の振替 (1) 現金の入金</p> <p>(中略)</p> <p><u>※当社提携金融機関であっても、「個人口座」または「法人口座」でクイック入金をご利用いただけない場合があります。</u></p> <p>(以下、省略)</p> <p>(17. ～24. 省略)</p> <p><u>25. ご契約の終了事由</u> <u>当社の店頭外国為替証拠金取引（DMMFX）約款に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです。）、FX取引口座（DMMFX）は解約されます。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>お客様が当社に対し本取引の解約の申し入れをしたとき</u> 	<p>(口座開設について 省略) (当社の為替リスク管理について 省略)</p> <p>お取引について</p> <p>(1. ～15. 省略)</p> <p>16. 証拠金の入金・出金、代用有価証券の振替 (1) 現金の入金</p> <p>(中略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(以下、省略)</p> <p>(17. ～24. 省略)</p> <p><u>(新設)</u></p>
---	--

<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>お客様が法令等及び店頭外国為替証拠金取引（DMMFX）約款、その他関連する規定の内容に違反し、当社が解約を通告したとき</u> ・ <u>お客様が当社に対する届出事項について虚偽の届出を行っていたことが判明したとき</u> ・ <u>お客様が反社会的勢力の団体及び団体員並びに団体関係者に該当すると当社が判断したとき</u> ・ <u>お客様の開設口座のお取引及び全ての残高がなくなった後、相当期間が経過したとき</u> ・ <u>その他、やむを得ない事由により、当社が取引を継続することが不適切であると認めたとき</u> <p>(店頭外国為替証拠金取引の手続きについて 省略)</p> <p>(店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為 省略)</p> <p>(店頭外国為替証拠金取引及びその受託に関する主要な用語の定義 省略)</p> <p>金融商品取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について</p> <p>【金融商品取引業者の概要】</p> <p>本店所在地：〒103-6010 東京都中央区日本橋 2-7-1</p> <p>【苦情受付窓口】</p>	<p>(店頭外国為替証拠金取引の手続きについて 省略)</p> <p>(店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為 省略)</p> <p>(店頭外国為替証拠金取引及びその受託に関する主要な用語の定義 省略)</p> <p>金融商品取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について</p> <p>【金融商品取引業者の概要】</p> <p>本店所在地：〒103-6026 東京都中央区日本橋 2-7-1 <u>東京日本橋タワー26階</u></p> <p>【苦情受付窓口】</p>
---	---

<p>コンプライアンス部 電話：03-3517-3285 月曜～金曜（祝祭日を除く 09:00～17:00） ファックス：03-3517-32<u>92</u> E-mail：compliance@sec.dmm.com 〒103-60<u>10</u> 東京都中央区日本橋 2-7-1 （以下、省略）</p> <p style="text-align: center;"><u>令和3年10月2日 改訂</u></p> <p>（反社会的勢力に対する基本方針 省略）</p>	<p>コンプライアンス部 電話：03-3517-3285 月曜～金曜（祝祭日を除く 09:00～17:00） ファックス：03-3517-32<u>81</u> E-mail：compliance@sec.dmm.com 〒103-60<u>26</u> 東京都中央区日本橋 2-7-1 <u>東京日本橋タワー26階</u> （以下、省略）</p> <p>（反社会的勢力に対する基本方針 省略）</p>
--	--